

議案審査つづき

公の施設の指定
管理者の指定

本定例会では、地方自治法の規定に基づき、公の施設82施設について指定管理者の指定および指定期間が提案されました。

利用料収入と管理
委託料の関係

質疑 制度導入施設で赤字が出た場合、不足分を補てんするのか。また、利用料収入と管理委託料の関係は、どうなるのか。

答弁 施設の管理運営については、基本的に指定管理者が管理委託料の範囲の中で行うことになっていることから、単年度の収支で赤字となった場合でも、管理委託料の不足分を補てんすることはなく、逆に余剰金が出た場合でも、管理委託料を減額することはない。

また、施設の維持管理のみを委託し、利用料収入が市の収入となる場合については、料金収入が減少したことによって管理委託料を減額することはない。

意見書

第4回定例会で議員提案された意見書は、次の8件です。

◎平成18年度スケトウダラ漁獲可能量（TAC）に対する意見書（全文掲載）
◎改造エアガン対策の強化を求める意見書

○「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書
○厚生労働省の新たな医療制度「改革」大綱の再検討を求める意見書
○耐震偽造事件の徹底究明と検査体制の見直しを求める意見書
◎議会制度改革の早期実現に関する意見書

平成18年度スケトウダラ漁獲可能量（TAC）に対する意見書

TAC（Total Allowable Catch）による漁獲管理の対象となる魚種としては、7種類が政令指定されており、この設定にあたっては、生物学的漁獲量（ABC）を基礎に社会的、経済的要因を考慮のうえ、全国のTACを設定した後、過去3か年の漁獲割合から配分比率を算定し、この比率に基づき大臣管理分と道知事管理分の配分量が決定されています。平成18年度においては、このTACの見直しが行われますが、水産庁が事前に北海道に対して示してきた配分案のうち、スケトウダラ（太平洋系群）については、全国枠15万トン（前年18万5千トン）で約19%の減、そのうち大臣管理分が10万1千トン（前年10万トン）で1%の増となっているにもかかわらず、道知事管理分は4万8千トン（前年8万4千トン）と約43%の減となっており、到底納得し難い不公平な内容となっています。

地元漁業者もTACの必要性は十分理解しており、漁期を定めるほか、体長制限をするなど、資源を守る漁業を進めてきた結果、函館市管内における平成16年のスケトウダラ漁は、概数ではありますが、漁獲量が1万8,002トン、漁獲高は18億9,482万円となっており、函館市管内の総漁獲量の25.6%、総漁獲高の8.9%を占めており、漁業生産の中核をなすまでに回復しています。

スケトウダラ固定式刺し網漁業の知事許可隻数は、渡島管内で610隻、そのうち函館市管内は132隻ですが、多くの漁業経営者は経営基盤が脆弱であり、配分案が実施された場合、多くの漁業経営者は廃業に追い込まれるとともに、関係業者および水産加工業者に対する影響も深刻であり、地域そのものが成り立たなくなる大問題です。

よって、政府ならびに国会は、地元漁業者の資源管理に対する努力および地域に与える影響を勘案のうえ、この配分案を再考し、道知事管理分は前年並みの8万4千トンを確保するように強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年12月6日

函館市議会議長 福島 恭二

請願・陳情処理結果 第4回定例会

○＝採択 ●＝不採択 △＝継続審査 ▼＝取下げ承認
（前定例会から引き続き継続審査となった請願・陳情は掲載しておりません。）

件名	受理年月日
請願 ○密漁の罰則強化に関する議会議決及び意見書提出のお願いに関する請願	平17.11.9
陳情 ●函館市の医療費助成制度の維持拡充をもとめ老人等の高額医療費「代理申請」制度の効果的運用の推進を求める陳情（第1項） ●「重度心身障害者医療給付事業」見直しに対する陳情（第1項・第2項） ▼下水道使用料累進制見直しを求める陳情 ▼郵政民営化に反対し、国民本位の郵便局サービスの拡充を求める意見書提出に関する陳情 △函館の保育・学童保育、子育て支援の充実を求める陳情 ○下水道使用料累進制見直しを求める陳情	平16.6.3 16.6.16 16.11.8 17.3.7 17.11.9 17.11.28

◎私学に対する「北海道単独補助金廃止および減額」に関する意見書
◎都道府県漁業調整規則における罰則強化について漁業法の改正を求める意見書
「◎＝満場一致で可決」
「○＝賛成多数で可決」

人事案件

人権擁護委員候補者の推薦
山 下 紀 子 さん
安 藤 真 理 さん
岩 山 静 枝 さん

会議の諸原則



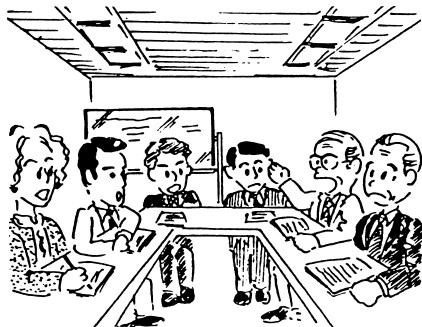
定足数の原則

会議を開いたり、議決を行うときには、一定以上の議員が出席していなければなりません。この最小限必要な出席議員数を定足数といいます。

定足数は、通常、議員定数の半数以上（函館市議会では39名以上）となっていますが、例外として、定足数に満たなくてもよい場合や、もっと多くの出席議員が必要となる場合もあります。

会議公開の原則

本会議は、原則として公開することとなっています。公開とは、議員以外の人が直接に会議を傍聴する自由や新聞・テレビなどの報道機関が会議の状況を報道する自由を認めるとともに、会議録を公表することです。ただし、会議は議員の3分の2以上の多数で議決した場合には、秘密会として非公開にすることができます。



第3回臨時会

第3回臨時会は、11月24日に招集され会期を1日間と決定し、特別職の給与等に関する条例の一部改正など、議案3件が提案され、いずれも満場一致で可決されました。

条例改正

☆特別職の職員の給与等に関する条例

国が人事院勧告を受けて実施した国家公務員の期末手当の支給率の引き上げに準じ、特別職の職員の期末手当の支給率を改定するものです。

☆一般職の職員の給与に関する条例

国が人事院勧告を受けて実施した国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給料の引き下げや勤勉手当の支給率の引き上げなどの改定をするものです。

専決処分

11月20日に執行された北

議案採決結果 第3回臨時会

結果は議案にそれぞれ表示 ◎＝満場一致で可決

条例改正	2件
◎特別職の職員の給与等に関する条例	
◎一般職の職員の給与に関する条例	
専決処分	1件
◎一般会計補正予算	